3　二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1)　二の搬送波が隣接しない場合

ア　一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ　アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2)　二の搬送波が隣接する場合

ア　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

4　二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1)　二の搬送波が隣接しない場合

ア　一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ　アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2)　二の搬送波が隣接する場合

ア　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一五MHz及び（±）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

第六項第二号を次のように改める。

2　時分割複信方式を用いるものの受信設備

(1)　受信する周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

項目		感度	実効選択度 ブロッキング特性
特性	基地局	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調されたこの表において同じ。）以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下基地局の欄において同じ。）の場合にスループットがその最大値の九五％以上	1　最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周
	陸上移動局	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzのものにあつては（一）九八・〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては（一）九五・〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzのものにあつては（一）九二・〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合にスループットがその最大値の九五％以上（注1）	1　チャネル間隔が五MHzのものの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）一五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上（注2） 2　チャネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周